

魚津市立星の杜小学校

「学校いじめ防止基本方針」

(1) 目的

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その身体的・心理的に深刻な影響を与えるだけではなく、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。子供が安心して、学習その他の活動に取り組むことができ、保護者が心から子供を通わせたいと願う、信頼される学校づくりが求められている。

そのため、いじめから一人でも多くの児童を救うため、全ての人が、「いじめは絶対に許さない」という毅然とした姿勢と、「いじめはどの学校でも、どの子供にも起こりうる」という意識をもつことが大切である。そこで、それぞれの役割と責任を自覚して、地域ぐるみでいじめ問題の克服に向けて取り組むため、「いじめ防止基本方針」を策定する。

(2) いじめに対する基本認識

いじめ防止等の対策は、いじめが全ての児童に関する問題であるという認識に立ち、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなることを目的とすることが重要である。

また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置する様子がないように、いじめ防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを児童が十分理解できるように行うことが必要である。

いじめ防止等の対策は、県、市、学校、地域住民、家庭、その他の関係機関がいじめ問題の克服を目指し、連携して取り組むことが大切である。

(3) 本校の課題について

- ・特定の児童に対するからかいや陰口、仲間はずれ等がいじめとなるという認識が不足しがちである。全校体制で、ささいな兆候も見逃さない細やかな指導に努めることが必要である。
- ・冷やかしやからかい、悪口等を予防するため、普段から言語環境に留意した教育活動に努めることが大切である。
- ・学校生活に不安、人間関係を築くのが苦手な児童が多く伝え方や言葉足らずからトラブルになるケースが多く見られた。安心できる場、安心できる人間関係の構築に努めていく必要がある。
- ・望ましいゲームの仕方やネットモラルに関する指導を年間計画に位置付け、継続して指導する必要がある。児童が、話し合って決めた「星の杜ネットルール」の見直しを行いながら継続した指導に粘り強く取り組む。また、保護者に対して講演会の開催や学校だより、リーフレットの配布等による啓発を行い、家庭と連携して指導する必要がある。

(4) いじめ問題への対応

ア いじめの未然防止への取組

- ・学校の教育活動全体を通して、学力向上と豊かな心の育成を図るとともに、いじめは絶対に許さない学校風土づくりに努める。
- ・一人一人を大切にした分かりやすい授業づくりに努め、生き生きと活動できる集団づくりに努める。
- ・道徳教育や体験学習の充実を図り、児童の豊かな情操と道徳心、人権尊重の精神を養うなど、いじめをしない、させない、許さない態度の育成に努める。

- ・校内研修会等、いじめの対応に関する教職員の資質能力向上を図るとともに、教職員間の連携を深め、生徒指導の組織的な体制の整備を行う。
- ・いじめ問題に関する年間指導計画を作成し、ねらいを明確にしたアンケートや面接、研修会を実施するとともに、隨時、計画の見直しを図り、よりよい取組となるよう改善に努める。
- ・児童や保護者、教職員が気軽に相談できるよう教育相談コーディネーターを中心に体制を整備し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を含めた相談の窓口について広く周知するよう努める。
- ・インターネットやスマートフォンのメール、SNSを利用したいじめの対策として、保護者と連携しながら、学校における情報モラル教育の充実に努める。
- ・ネットトラブルの予防として、外部講師によるSNS教室を実施する。また、児童への指導の徹底と児童主体によるネットルールの見直しを隨時行うとともに、保護者への啓発活動を行っていく。
- ・学校の基本方針やいじめの防止等に関する取組を、学校だよりや地域における会議等で紹介することを通じて啓発を図る。

イ いじめを見逃さないための取組

- ・休み時間や放課後の様子、保護者との連絡ノート、家庭訪問、地域行事への参加等を通して、アンテナを高くして、児童を見守る。
- ・ささいな情報であっても、いじめに関する事案については学校の教職員全体で共有し、解消に向け、具体案を立て、役割を分担して迅速かつ組織的な対応に努める。
- ・毎月の学校生活アンケートや定期的な教育相談、電話相談窓口の周知等により、いじめや悩みを訴えやすい雰囲気づくりに継続的に取り組む。
- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等と連携して「SOSの出し方に関する授業」を実施するなどして、児童が困りごとについて相談しやすい環境づくりを行う。

ウ いじめが生まれる背景の理解と、指導上の注意事項

- ・聞き取り等による詳細な事実確認と状況把握、時系列での確実な記録
- ・学業不振、虐待の可能性、非行傾向、家庭環境の急激な変化、発達障害を含む障害のある児童が関わるいじめの未然防止
- ・海外から帰国した児童や外国人の児童、国際結婚の保護者を持つなどの外国にまつわる児童へのいじめ防止
- ・性同一性障害や性的指向、性自認に係る児童に対するいじめを防止するための対応

エ いじめが起きたときの対応

- ・いじめを認識した場合は、いじめ防止対策委員会で直ちに情報を共有し、組織的に対応する。
- ・児童や保護者からいじめの相談や訴えがあった場合は、迅速・丁寧に事実確認をする。また、いじめられた児童やいじめを知らせてくれた児童の安全を確保する。
- ・調査や対応の結果については、市教育委員会に報告し、いじめられた児童といじめた児童の保護者に連絡する。
- ・犯罪行為等、学校で解決が困難な場合は、市教育委員会や所轄警察署と相談して対応する。
- ・いじめられた児童又は保護者には、児童を徹底して守ること、児童が落ち着いて教育を受けることができること、状況に応じて外部の専門家（心理や福祉等の専門家、教員経験者、警察官経験者等）の協力を得ることなどの支援に取り組む。
- ・いじめた児童又は保護者には、いじめは決して許されないこと、保護者と協力して対応を行えるよう理解を求めるここと、複数の教職員が連携し、必要に応じて外部専門家の協力を得て、いじめの行為の事実確認、被害者への「責任」ある行動、「心の痛み」の理解、再発防止に努めることなどの指導・助言を行う。また、いじめの背景にも目を向け、いじめた児童のプライ

バシーには十分に留意した対応を行う。

- ・いじめが起きた集団の観衆、傍観者の立場にいる児童には、自分の問題として捉えさせるとともに、その中で積極的な同調も暗黙的な支持もいじめに加担することであることを理解させ、心の痛みを共有し、集団としての秩序を確立する。

(5) 重大事態への対応

ア 重大事態とは

- ・「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」(児童が自殺を企画した場合等)
- ・「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」(年間30日を目安として、一定期間連続して欠席しているようなとき)

※「児童や保護者からいじめられていて重大事態に至ったという申し出があったとき」を意味する。

イ 重大事態に対する平時からの備え

- ・教職員は、重大事態の発生を防ぎ、かつ、重大事態が発生した際に適切な対応をとることができるように、平時から法、基本方針、ガイドライン等を理解することに努める。また、いじめ防止対策委員会がいじめに対する対処において、実効的な役割を果たせるよう、学校外とも連携体制を構築する。

ウ 調査を行うに当たっての基本的姿勢

- ・学校は、速やかに市教育委員会に報告し、市教育委員会の支援のもと、管理職を中心となり学校全体で組織的に対応し、問題解決に当たる。
- ・調査を行うに当たっては、重大事態にいたる要因となつたいじめ行為が、いつ、だれから、どのように行われたか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係等にどのような問題点があったのか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を可能な限り明確にする。
- ・調査の対応と並行して、対象児童への心のケアや必要な支援、関係児童に対する指導及び支援等に取り組む。
- ・犯罪行為として取り上げられるべきいじめなどであることが明らかであり、学校のみでは対応しきれない場合には、警察に相談・通報して対応する。

エ 調査結果の説明

- ・重大な事態に係わる調査結果は、市教育委員会を通して適時・適切な方法で、いじめを受けた児童や保護者に対して説明を行うとともに、市長に報告する。市長は当該報告に係わる重大事態への対処または同種の重大事態の発生防止のため必要があると認めたときには、再調査を行う。なお、再調査組織は、必要が生じた時に市教育委員会が担当し、設置する。
- ・学年又は学校の全ての保護者に説明するかどうかを判断し、当事者の同意を得た上で緊急保護者会等を開催する。また、マスコミの対応も考えられるため窓口を明確にして適切な対応に努める。

(6) いじめの解消について

ア いじめが解消したと見られる場合でも継続して十分な注意を払い、適時に指導を行う。

- ・解消とは、行為が3か月止んでいることと、その時点において児童及び保護者が「心身の苦痛を感じていない」ことを面談等によって認められた時とし、継続的にきめ細やかに観察・指導をする。

月	校内委員会等	未然防止への取組	早期発見への取組
4 ・ 5	校内委員会① ・情報共有 ・指導方針、指導計画共通理解 ・緊急時の対応についての確認 ・教育相談の留意点の確認 学級懇談会で保護者へ啓発 生徒指導上の情報交換 (毎週、通年)	・挨拶運動開始（通年） ・教育相談 (いじめ調査等の面談) ・教育相談を基にした情報交換 ・S S Tの計画的な実施 →年間を通して実施	・学校生活アンケート (毎月実施)
6 ・ 7	生徒指導研修会① ・面接週間に基にした情報交換①	事案発生時 ・面接週間の設定 ・個別懇談会 ・SNS 安全教室 ・星の杜ネットルールの見直し(毎学期末) ・長期休業生活指導 (毎学期末)	学級の雰囲気づくり ・いじめ実態把握① ・生活アンケート ・いじめ保護者アンケート ・教育相談（面接週間） ・WebQ-U 調査①
8	生徒指導研修会② WebQ-U に関する研修会	・気にかかる児童への支援	
9 ・ 10	校内委員会② ・2学期の指導計画の確認		・夏休みの生活の反省 ・SOS の出し方に関する授業
11 ・ 12	人権意識に関する研修 ・面接週間に基にした情報交換②	事案発生時 ・人権週間といじめの指導 ・面接週間の設定 ・個別懇談会	いじめ実態把握② ・生活アンケート ・いじめ保護者アンケート ・教育相談（面接週間） ・WebQ-U 調査②
1 ・ 2 ・ 3	校内委員会③ ・3学期の指導計画の確認 ・面接週間に基にした情報交換③ いじめ防止対策委員会 ・本年度の反省とまとめ ・指導計画の見直し	事案発生時 ・面接週間の設定 ・学級懇談会 ・新年度に向けた学級編成の検討	いじめ実態把握③ ・冬休みの生活の反省 ・生活アンケート ・教育相談（面接週間）